

国民年金のお知らせ

〈問い合わせ〉
 熊本東年金事務所 TEL096(367)2503
 役場 住民福祉課福祉係 TEL(62)9195

過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある人へ

■保険料の免除申請ができる対象期間が拡大されます

国民年金は、所得が少ないときや失業などで保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。4月からは、過去2年1カ月分の免除申請ができるようになります。

〈これまで〉

過去分の保険料の免除(※)が受けられる期間は、申請の直前の7月(学生納付特例は直前の4月)までの1年以内でした。

〈4月からは〉

申請時点の2年1カ月前の月分まで申請できるようになります。

■災害や失業などの特例免除の対象期間も拡大されます

申請時点の年度または前年度に災害・失業などの理由があることが条件

〈4月からは〉
 災害・失業などの前月から災害・失業などがあった年の翌々年6月までの期間、特例免除の申請ができるようになります。

※平成26年3月以前にあった災害・失業も対象となりませんが、過去分の審査対象期間は、2年1カ月前まで

【申請方法】
 役場または熊本東年金事務所に申請してください。添付書類など詳しくは、申請先までお問い合わせください。

(※)「免除」とは、全額免除、一部免除(4分の3、半額、4分の1)、若年者納付猶予、学生納付特例のことです。

注意

①申請が遅れると、万一の際に障害年金などを受け取れない場合や失業などの特例免除が受けられない場合があります。すみやかに申請してください。

②申請期間に対応する前年所得に基づき、審査を行うため、免除が承認されない場合があります。なお、全額免除と一部免除は配偶者および世帯主、若年者納付猶予は、配偶者についても所得審査を行います。配偶者や世帯主が失業などに該当する場合も免除を受けられる場合があります。

障害年金受給などで法定免除を受けている人へ

国民年金保険料の通常納付ができるようになります

〈これまで〉

障害基礎年金などを受給している人は、保険料の納付が免除(法定免除)となるため、老齢基礎年金額の増額を希望する場合は、保険料の後払い(追納制度)を利用。

〈4月からは〉

法定免除の期間であっても、保険料を通常納付できる「納付申出制度」が始まります。申し出により、左記の便利でお得な制度を併せて利用できます。



- ①保険料の口座振替(手間いらずで便利)
 - ②保険料の割引あり(保険料の割引あり)
 - ③付加年金などの加入(お得な上乘せ制度)
- 【手続き方法】
 役場または熊本東年金事務所等に申出書を提出してください。

ミツバチに対する農薬危害防止

ミツバチは、採蜜はもとより果樹類やイチゴ、メロン、スイカなどの園芸作物の花粉交配に不可欠で、農業生産においても重要な役割を担っています。これから、かんきつ類の開花期を迎えます。農薬散布には、次の3点に留意しミツバチの死亡事故が発生しないよう十分注意しましょう。

- ①農薬ラベルの使用上の注意事項をよく確認し、ミツバチに影響のある薬剤を使用する場合には特に注意する。
- ②近くの養蜂家と巣箱の位置や防除計画など事前に情報交換する。
- ③防除時は、ほ場周辺を十分確認し、ミツバチや巣箱に農薬がかからないように注意する。



〈問い合わせ〉
 熊本県農業技術課
 TEL096(333)2381
 熊本県畜産課
 TEL096(333)2401